

令和3年度

随時監査結果報告書

門真市監査委員

I. 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項による。）

II. 監査の対象事業及び担当課

No	随時監査対象事業	担当課
1	公共施設マネジメント推進事業	企画課
2	I C T推進事業	I C T推進課
3	防災対策事業	危機管理課
4	防犯対策事業	危機管理課
5	地域コミュニティ活性化事業	地域政策課
6	農業振興事業	産業振興課
7	WE Bツールを活用した企業の技術力拡散事業 (新型コロナ対策)	産業振興課
8	中学生議会（子ども議会）事業	人権市民相談課
9	文化芸術推進事業	生涯学習課
10	公民館運営事業	生涯学習課
11	東和薬品R A C T A Bドームプール補助事業	生涯学習課
12	淀川河川敷河川公園グラウンド開放事業	生涯学習課
13	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	福祉政策課
14	生活困窮者自立支援事業	福祉政策課
15	健診・各種がん検診等事業	健康増進課
16	保健福祉センター診療所運営事業（新型コロナ対策）	健康増進課
17	終活支援事業	高齢福祉課
18	おうち時間応援給付金給付事業（新型コロナ対策）	こども政策課
19	子どもの貧困対策事業	こども政策課
20	保育士等確保事業	保育幼稚園課
21	保育料収納事業	保育幼稚園課
22	こども発達支援センター運営事業	こども発達支援 センター
23	空家等対策事業	都市政策課
24	大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅 必要性検討事業	地域整備課
25	道路維持管理事業	道路公園課
26	道路管理調査等事業	道路公園課
27	学校適正配置推進事業	教育企画課
28	G I G Aスクール構想推進事業	教育企画課 学校教育課
29	スクールアドバイザー配置事業	学校教育課

III. 監査の着眼点

監査にあたっては、令和2年度の決算附属書類に掲載されている門真市第6次総合計画における施策評価対象事業から一部の事業を選定し、対象とした。

その中でも、主に各種事務事業の財務手続きから生じるリスクに着目し、事務の執行が関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

IV. 監査の主な実施内容

随時監査は、門真市監査基準に基づき実施した。

また、提出された関係資料の点検や担当職員からの説明を聴取し、その他必要な項目等について慎重に監査を行った。

V. 監査の実施方法

書面監査にて実施した。

VI. 各課への質問事項・監査委員の意見

[危機管理課]

<p>問1 風水害等に係る自動車借上料として8,500円を資金前渡し、使用しなかったときは精算戻入しているが、自動車借上の目的と令和2年度の利用実績は。</p>
--

答 自動車借上の目的については、門真市内において、就業時間外の災害や一時的な火災等が発生した際に、門真市外在住の危機管理課職員が素早く参集することを目的としている。

なお、金額は当該年度の市外在住職員の自宅から門真市役所までのタクシー代を基に算出しており、火災等発生した際には危機管理課職員が輪番制で出勤することとしており、対象職員が当番であった際に使用している。

数年対象職員が当番であった際に火災等発生していないため、実績はない。

<監査委員の意見>

意見なし。

問2 防災資材置場（雑）のファイルには、東打越防災用資材置場草刈除草業務委託の委託業務着手届及び委託業務完了届が保管されているが、同委託に関する契約起案等が入っていない。ファイル管理は、どのような基準で行っているか。

答 契約起案については、03-11-01の東打越（舟田町東）にファイリングしており、同ファイルは常用のため、キャビネット上段にて保管している。

防災空地を自治会等に貸し出すに当たり、長期間となると考えていることから特殊な事例と考え、常用ファイルにて管理しており、草刈の着手届等については軽微な文書とし、1年保存としている。

<監査委員の意見>

契約起案と着手届及び完了届が別々の保存年限のファイルで保管されていたことから、随時監査対象ファイルである契約起案の提出がなかった。

文書の管理方法については、文書管理規程等で明確化されたものではなく、各課の判断に委ねられているものであるが、同規程第40条においては、「文書は、系統的に整理、配列、保管し、必要な文書が必要なときに、直ぐ取り出せるようにしておかなければならない。」と規定されていることから、文書の保管方法について検討されたい。

問3 防犯カメラ設置補助金及び防犯灯電気料金補助金の交付申請は、市に対して直接行うものとなっているが、防犯灯設置費等補助金の交付申請先を市ではなく、門真市防犯協議会会長としている理由は。

答 防犯カメラ設置補助金については、自治会名義のリース契約であるが、画像の確認が警察のみであること等の運用が、市で設置した場合と同様であり、また契約更新の際には、市の名義に変更するため、市への申請としている。

防犯灯電気料金については、恒常的な自治会負担となっているため、自治基本条例における公民協働の観点から、市への申請としている。

防犯灯設置費等補助金については、自治会の所有物である防犯灯への補助となるため、市、警察、防犯関係各団体、市民及び地域関係団体等との協働により、犯罪のない明るい門真市となるよう、積極的に推進を行い、市民が安全安心に暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として防犯協議会から防犯灯設置の補助金の交付を行っている。

<監査委員の意見>

意見なし。

[福祉政策課]

問 1 生活困窮者自立相談支援事業業務委託費見積書における消費税の計算方法として簡易課税制度を適用しており、その計算方法は小計の税抜額×50%×10%となっている。また、消費税額を算出するための計算式は、委託費の合計額から消費税分を割り戻すため $20,422,541円 \div 1.1 \times 0.5 \times 0.1$ となっているが、見積書上の金額20,422,541円は既に税抜金額のように見える。この計算は正しいか。

また、簡易課税制度は消費税納税額を算出する際の計算方式であると思われるが、見積作成時にも適用できるのか。

答 見積書における消費税の計算方法に誤りがあったため、今後の見積書の提出にあたっては、10%で算出するよう見直していく。

<監査委員の意見>

意見なし。

[こども政策課]

問 1 - 1 児童手当の支給要件は「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母」となっているが、門真市おうち時間応援給付金給付事業の給付対象者を「対象児童の属する世帯主」とし、児童手当の支給要件と異なるものとした理由は。

答 本市の独自事業として、子どもを真ん中に置いた給付事業となるよう、対象児童を本市の区域内に住所を有する者とした。そのため、児童手当と同様の支給要件とすると、児童手当受給者とは別に居住する市内在住の児童が対象児童とならないことや、本市で児童手当を受給し、他市に児童がいる場合も対象に含まれてしまうため、基本的には給付対象者を対象児童の属する世帯主とした。

問 1 - 2 同給付金の要綱上の給付対象者は、「対象児童の属する世帯主」となっており、公務員等給付対象者の申請書である様式第2号（第8条関係）の4.受取口座の項目においても「申請者の名義の口座を指定してください」との記載がある。しかし、申請書の振込口座を確認したところ、申請者（世帯主）とは異なる名義の口座が記入されているものが多数存在しているが、こういった解釈で振込できると判断したのか。

また、対象児童名義の口座へ振り込んでいるケースもあったが、適切な処理か。

答 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、臨時特別的な給付措置として実施したもので、その目的の趣旨に鑑み、子育て世帯へいち早く給付できるよう、受取口座が、申請者（世帯主）と異なる場合でも、口座名義人が住民基本台帳で同一世帯であることが確認された場合等には、要綱第3条第2号に規定する者として振込を行ったものである。

問1-3 一般給付対象者に対する振込は、要綱第6条により原則児童手当の振込口座を用いることとなっているが、公務員等給付対象者に対する振込は一般給付対象者とは異なり、要綱第8条により申請者から通知された金融機関の口座に振り込むこととなっている。しかし、申請書の中には、申請者（世帯主）とは異なる口座が記載されたものが一旦提出されたためか、申請書（世帯主）名義の口座で、かつ、児童手当の振込口座を記入するよう市が指示したものがあがるが、これは適切な処理か。

答 指摘のケースは、申請者からの依頼により郵送にて児童手当の申請手続きと合わせて、本給付金の申請手続きのやり取りを行ったものである。

本給付金の受取口座は本人名義であれば児童手当の受取口座と同一でなくてよいものの、郵送でのやりとりの中で、申請書の記入間違いや提出書類不備などがないように、運用により指示を出したものである。

問1-4 別居している祖母が申請者となり、その祖母名義の口座に振り込まれているものもあったが、申請者が監護し、生計を一にしているかどうかの確認は、どのように行っているのか。

答 申請者と対象児童が別居している場合は、児童手当の受給者である等、生計を同じくする者であれば、要綱第3条第2号に規定する者として振込を行った。指摘のケースについては、対象児童に親権者がいないため、祖母が未成年後見人として、児童手当の受給者となっていたことから、生計を同じくする者としたものである。

<監査委員の意見>

本事業の趣旨に鑑み、速やかな給付を行ったことは評価できる。しかし、疑義のあるケースについて、確認資料の添付がなく、疑義のないものと混在して処理されていた。

問1-2、4の答のように、要綱第3条第2号に規定する者（対象児童の属する世帯主に準じるものとして市長が認める者）に該当するとして給付を行う場合は、口座名義人が同一世帯員であるかなどの確認資料を添付し、要綱上の支給要件に合致していることを明確化した上で、改めて起案を行われたい。

また、問1－3の答のように、運用により指示する場合にも、組織としての意思決定プロセスを明確化されたい。

[こども発達支援センター]

問1 警備業務委託の文書フォルダ内には、警備結果報告書と支出負担行為伺書の写ししかなく、委託契約に係る起案や契約書が入っていないが、文書保管はどうなっているか。

答 長期継続契約のため、契約時の年度のフォルダに原本を保存している。

<監査委員の意見>

意見なし。

[道路公園課]

問1－1 市内幹線道路清掃業務委託の受注業者から提出されている請書のうち、令和2年12月分と令和3年3月分には収入印紙が貼られているものの、令和2年10月分、11月分、令和3年1月分には収入印紙が貼られていないが、不要か。

答 請書の受理に際し、収入印紙の貼付を確認していたが、数量に誤りがあったことから、差し替えを行ったものの、その後の確認が漏れていた。現在においては、印紙税法における適正な処理となるよう、是正している。

<監査委員の意見>

契約とは、私法上において、当事者間による合意によって、当事者間に法律上の権利義務を生じさせるものとされている。

印紙貼り付けが正当に行われていない契約書（請書）を受理した場合、国税の納付漏れを市が容認しているとも受け取れることから、適正な事務執行に努められたい。

問1－2 同委託で単価契約している業種のうち、残土等処分では昼間作業の単価が4,400円/m³、夜間作業の単価が14,300円/m³と、夜間作業のほうが昼間作業よりも単価が高くなっている。しかし、土砂等運搬では昼間作業の単価が7,150円/m³、夜間作業の単価が6,600円/m³と、夜間作業のほうが昼間作業よりも単価が安くなっているが、その理由は。

〔答〕 当該業務については、見積合せによる委託契約であり、見積合せ参加者と価格交渉を行い、より安価な見積額を提示した業者を契約候補者とするものである。そのため、夜間作業の単価が昼間作業の単価よりも安価になる場合がある。

<監査委員の意見>

意見なし。

〔問1-3〕 土砂等運搬及び残土等処分の数量は、発注時と工事後では異なることも十分想定されるが、発注書における土砂等運搬及び残土等処分の数量と、検査調書における土砂等運搬及び残土等処分の数量は完全に一致している。この理由や仕組みはどうなっているか。

〔答〕 当該業務については、工事完成後に実際に用いた数量と契約単価をもとに請負代金を確定するため、発注時と工事完了後の数量が一致しているものであるが、令和3年度においては、契約方式を単価契約から総価契約による入札に変更しており、数量等に差異が生じた場合については、変更契約を締結し請負代金額を変更するよう、業務の見直しを行っている。

<監査委員の意見>

意見なし。

〔問2〕 低濃度PCB分析調査業務委託の仕様書8には、令和3年3月31日までに、分析結果一覧表、濃度別仕分表、試験成績書、作業記録を2部納入すること、と記載されているが、文書フォルダ内にこれらの成果品が入っていなかった。成果品の提出の有無と分析調査の結果は。

〔答〕 成果品の提出はあり、分析調査の結果については、次のとおりである。
本業務の調査対象となっていたアスファルト切削殻及び作業服等（廃棄物）の分析結果については、全て定量下限値未満で基準適合であり、低濃度PCB含有廃棄物には該当しなかったものである。

<監査委員の意見>

意見なし。

VII. 監査の結果（総括）

監査の結果、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった事業を除き、監査対象となった事務事業については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理については、見積書における消費税の計算方法の誤りや、収入印紙の貼り忘れ、契約起案を常用管理していたことによる随時監査対象ファイルの未提出、疑義のあるケースについて意思決定が不明確なものが存在するなど、改善・修正を要する事項が見受けられた。

当監査で付した意見を踏まえ、適切な事務処理及び文書管理並びに持続可能で効率的・効果的な行財政運営の実現に向け、取り組まれない。